

第1回 藻岩・南沢地区 学校配置検討委員会

日 時 令和5年(2023年)2月22日(水)17時30分～
場 所 もいわ地区センター 2階集会室A・B

次 第

1 開会

2 事務局挨拶

3 学校配置検討委員会について

- (1) 開催主旨の説明
- (2) 委員紹介
- (3) 代表委員の選出
- (4) 検討委員会の運営方法の決定
 - ア 検討委員会の公開・非公開
 - イ 検討委員会の開催結果の地域等への周知方法
 - ウ 地域等からの意見募集

4 協議事項：藻岩・南沢地区における取組イメージの説明と意見交換

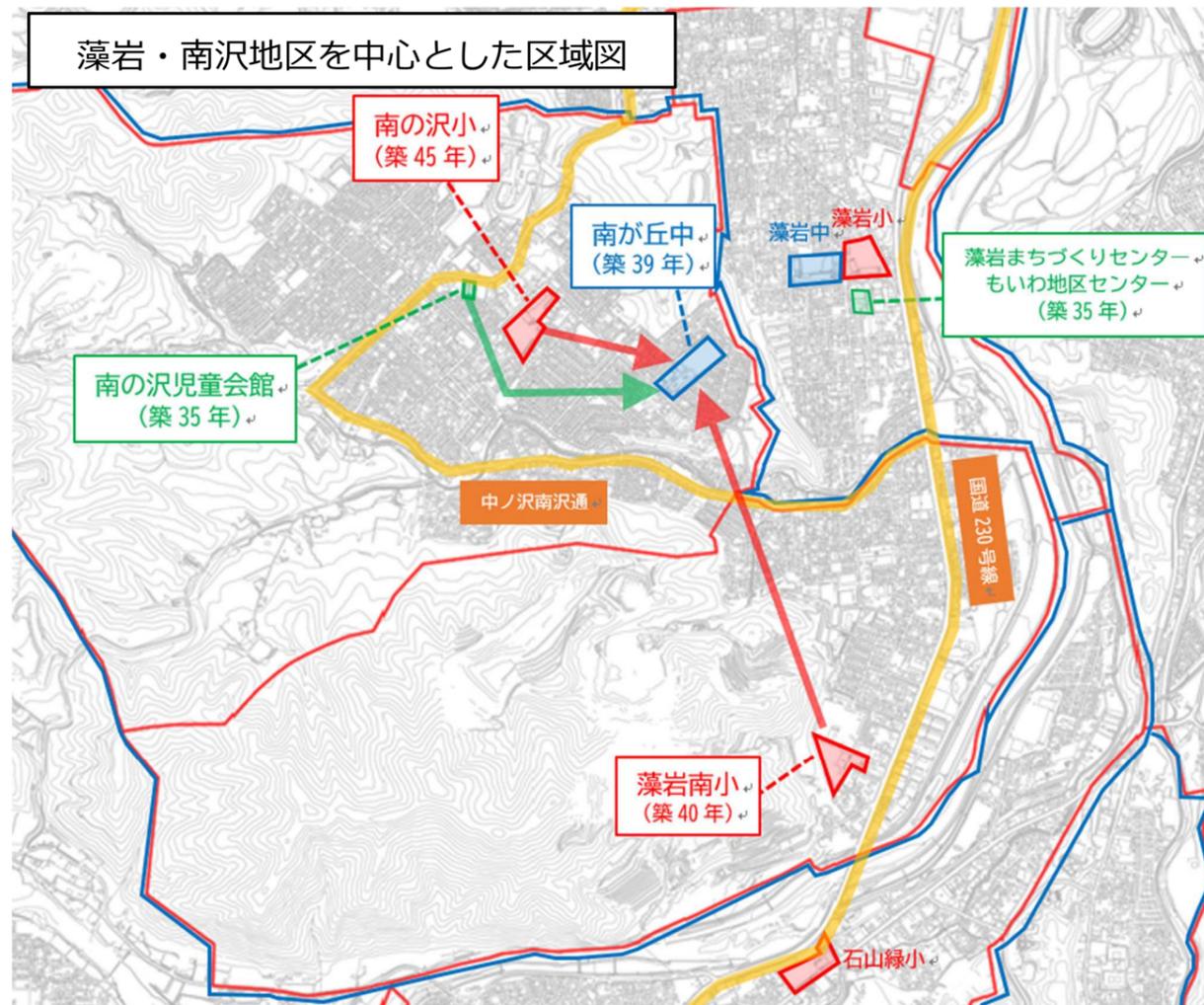
- 資 料 1：藻岩・南沢地区の学校を中心とした地域コミュニティ再構築の取組イメージ
資 料 2：連合町内会役員・PTA役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等

5 次回の学校配置検討委員会の開催日程について

6 閉会

配付資料

- ▶次第
- ▶座席表
- ▶委員名簿
- ▶資料1：藻岩・南沢地区を中心とした地域コミュニティ再構築の取組イメージ
- ▶資料2：連合町内会役員・PTA役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等
- ▶藻岩・南沢地区学校配置検討委員会設置要綱



【凡例】

赤色・・・小学校関係 / 青色・・・中学校関係 / 緑色・・・公共施設関係

橙線・・・主要道路

※築年数は令和4年現在

参考 藻岩・南沢地区の小中学校の児童生徒数推計【令和4年度～令和10年度】

単位・・・児童生徒数：人 / 学級数：学級

	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	児童数	学級数												
藻岩南小	169	7	152	6	147	6	155	6	158	6	156	6	165	6
南の沢小	400	13	374	13	390	14	379	14	384	14	356	13	357	13
南が丘中	345	11	339	10	313	9	294	9	257	9	271	9	250	8

※令和4年5月1日時点の住基データ等に基づく推計値

※少人数学級拡大 (R3は1・2年35人学級、R4から3年、R5から4年、R6から5年、R7以降全学年)

※通常学級のみ計上

1 取組イメージ

▶義務教育学校化

- 南が丘中の敷地を活用し、藻岩南小・南の沢小・南が丘中の2小1中による義務教育学校を設置する。

▶学校施設の整備

- 義務教育学校化に合わせて南が丘中の校舎をリニューアル改修し、学級数に応じた教室整備を行う。

▶通学方法

- 通学距離が2kmを超える児童には、公共交通機関の通学定期料金の助成による支援を想定。なお、既存路線の増便の必要性や活用可否については、継続して検討を行うとともに、バス会社等の関係機関と協議を行う。

▶公共施設の複合化

- 義務教育学校化に併せて「南の沢児童会館」を複合化
⇒南の沢児童会館の体育室機能は、小中一貫校の体育館で代替することを想定

▶藻岩南小・南の沢小の跡活用

- 公共利用の可否を市役所で検討
⇒公共利用が見込める場合・・・市有施設として再活用
公共利用が見込めない場合・・・地域ニーズを踏まえた条件付きで民間事業者へ売却

▶南の沢児童会館の跡活用

- 公共利用の可否を市役所で検討
⇒公共利用が見込める場合・・・市有施設として再活用
公共利用が見込めない場合・・・売却

※コミュニティ機能としての活用を希望する場合には、地域による自主運営を条件として、建物を市民集会施設としての利用も可能

⇒建物は不動産鑑定評価額で譲渡、土地は有償貸付(想定貸付料は年間約8.8万円程度)

※固定資産評価替えにより変動する可能性あり。

取組経過

- ▶令和3年11月12日(金)：藻岩町連・南沢町連・南沢旭台町内会の各役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶令和4年5月～6月：藻岩南小・南の沢小PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶令和4年9月9日(金)：藻岩町連・南沢町連・南沢旭台町内会の各役員②
各小学校PTA役員の意見を紹介、再度の意見交換を実施
- ▶令和4年10月7日(金)：南が丘中PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶令和4年10月～11月：藻岩南小・南の沢小PTA役員②
2回目の意見交換を実施
- ▶令和5年1月29日(日)～令和5年1月30日(月)：住民説明会(もいわ地区センター)
学校規模適正化の取組や、市・教育委員会の取組イメージを説明

1 連合町内会役員の皆様からのご意見等

- ▶**統合や義務教育学校化に関するご意見等**
 - 藻岩南小の児童は、石山緑小に通学するほうが近いのではないかと感じる。
 - 人口減少を考えると、統合については仕方ない。
 - 「藻岩の子」、「北の沢の子」、「南沢の子」という意識が子どもたちにはあるので心のケアはきちんとしてほしい。
- ▶**通学に関するご意見等**
 - 藻岩南小の児童は急な坂道を登って通学する必要がある。また、南の沢小より坂の上に住む子たちは、南が丘中に移設となる分、これまでより通学距離が長くなるため、スクールバスを運行するなどの配慮が必要である。
 - 盤溪北ノ沢トンネル開通に伴い、交通量が増えているため、通学の安全は確保してほしい。
- ▶**学校施設の改築・公共施設の複合化等に関するご意見等**
 - 南の沢小が無くなると地域コミュニティの場が無くなってしまう。南の沢小の跡活用についてはよく検討してほしい。

2 PTA役員の皆様からのご意見等

- ▶**統合や義務教育学校化に関するご意見等**
 - 小規模校ならではのよさがあるので存続を希望するが、児童数の減少等により統合されることはやむを得ないという思いもある。
 - 小規模校の場合は、縦の繋がりが深く、中学校入学後に顔見知りの先輩がいるのは良い点。
 - クラス替えがあった方が良いと感じる。上手くいかない子同士も距離を取ることができる。
 - 統合前後の児童へのケア、通学に関する配慮など、子どものことを考えた対応を強く願う。
 - 統合について考えることは仕方がないと思っているが、義務教育学校の詳細については分からない部分もあるので、情報提供してほしい。
 - 小・中で先生の雰囲気や、学校のルールなどが違う。子どもたちが混乱しないよう、先生同士で摺合せをしてほしい。
- ▶**通学に関するご意見等**
 - 冬は中学生でも南が丘中前の坂道がきついと感している。バス通学などでフォローしていただきたいと思う。
 - 既存の路線バスの利用だけでは難しいのではないかと感じる。
- ▶**学校施設の改築・公共施設の複合化等に関するご意見等**
 - 統合後は避難所が減ってしまうのかといった不安を感じている。

3 住民説明会ご来場者の皆様からのご意見等

- ▶**統合や義務教育学校化に関するご意見等**
 - 子どもたちにとって良い環境の中で学ぶことができることが良いと思うので、統合によってより良くなればと思います。
 - 統合自体は賛成だが、少子化対策の結果、児童が増えた場合はどうするのか。数十年先だけではなく、その先も見通すべき。
 - 小規模のデメリットをどうカバーしていくのか考えた方が良いのではないかと。
 - 今の子どもたちにとって統合は大変有意義である。大賛成。義務教育学校には魅力があり、とても良いと思っている。
 - 学校統合には反対。子ども達の成長ではなく教育費を安くする為に行なうように見えます。
 - 小規模ではなぜいけないのか。少人数学級を望みます。子ども一人一人が大切にされ、人を大切に作る心が育ち、人間形成がされると思うからです。
 - 義務教育学校のメリットが分からない。子どもたちが学校に入ってから、どのような生活になるのか、具体的にどうなのか詳しく示してほしい。
- ▶**通学に関するご意見等**
 - 藻岩南小からの通学は、子どもにとって大きな負担。重いかばんをもつての徒歩は無理、バス乗りかえ2回は大変。通学負担大なので統合は反対。

藻岩・南沢地区学校配置検討委員会 設置要綱

〔 令和4年11月17日 〕
教育長 決 裁

（設置）

第1条 札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針に基づき、南区藻岩・南沢地区の小学校の小規模化の諸課題について検討するため、藻岩・南沢地区学校配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項等）

第2条 委員会は、南区藻岩・南沢地区の次の各号に掲げる事項について検討することとし、検討結果をまとめた意見書を札幌市教育委員会に提出する。

- (1) 小学校の小規模化の課題解消に関すること。
- (2) その他(1)を進めるうえで必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 関係小学校のPTAの推薦を受けたもの
- (2) 関係連合町内会及び関係単位町内会の推薦を受けたもの
- (3) 関係小学校の校長を含む教員

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する検討事項等について札幌市教育委員会に意見書を提出するまでの間とする。

- 2 前項の任期中に委員を交代した場合、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

（代表委員）

第5条 委員会に代表委員（1名）を置く。

- 2 代表委員は、委員の互選により定める。
- 3 代表委員は、共同して委員会を代表するとともに、会務を総理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、代表委員が招集する。

- 2 会議の司会進行は、事務局である札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。
- 3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見その他必要な協力を求めることができる。

(委員の代理出席)

第7条 第3条に規定する委員が会議に出席できない事情があるときは、あらかじめ届け出た代理委員が出席できる。

(部会の設置)

第8条 委員会は、委員会が指定した事項について検討を行うため、関係者による部会を設置することができる。

(情報の提供等)

第9条 委員会における協議内容等については、随時、保護者や地域住民に情報を提供し、意見を募集することとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議のうえ代表委員が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。